

森林環境税の概要について

大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例

- ▶ 目的：個人の府民税の税率に関し、大阪府税条例の特例を定め森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源を確保
- ▶ 納める額：年額300円（個人府民税均等割額に加算）
- ▶ 期間：平成28年度から平成31年度まで
- ▶ 納税義務者数：約386万人 ※1
- ▶ 税収見込：約11億3千万円（約45億円／4年） ※2

※1 3,862,209人（個人府民税決定状況調（平成27年6月30日現在））

※2 収入歩合98.3%（平成26年度現年課税分の収入歩合）を加味

◎納める人（個人府民税の納税者と同じ）

府内に住所がある個人、府内に家屋敷等がある個人。
ただし、次の人は非課税となります。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫
- ・各市町村の条例で定める一定の合計所得金額以下の人

平成28年度から平成31年度までの個人住民税の均等割額

	府民税	市町村民税	合計
森林環境税	300円	—	300円
国の制度に基づく臨時特例措置※	500円	500円	1,000円
従来 of 税額	1,000円	3,000円	4,000円
合 計	1,800円	3,500円	5,300円

※東日本大震災を教訓に、各地方公共団体が緊急に実施する防災のための施策の財源を確保するため臨時特例措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、国の制度により、個人の府民税均等割額・市町村民税の均等割額にそれぞれ500円加算されています。

森林環境税を財源とする事業の府民への見える化

○事業の評価

大阪府森林環境整備事業評価審議会
（大阪府附属機関条例に基づき設置）

○収入見込額、執行額、翌年度への繰越額を公表

（毎年度実施）

○府民向けの報告会

（事業実施の翌年度に開催）
（初回：平成29年7月予定）

森林環境税の広報について

府による広報

(平成28年1月末現在)

○府の広報媒体

- ・ホームページ（平成27年11月～）、Facebook（平成27年12月17日号）
- ・府政だより（（約288万部発行）平成27年12月号，平成28年3月号（1,2面特集記事掲載予定））

○「税を考える週間」啓発イベント

- 府税の仕組みや目的などの理解を深めていただくための「税を考える週間」のイベントにおいてブース出展（チラシ配布）
（府租税教育推進連絡協議会・寝屋川市・堺市と共同実施）
- ・平成27年11月3日（火・祝）10:00～17:00（イオンモール寝屋川） 参加：約500人
 - ・平成27年11月14日（土）10:00～16:00（アリオ鳳） 参加：約900人

○年末調整説明会

- 府内31税務署管内で延べ55回実施された企業等の給与担当者向けの説明会に参加し、うち26回で概要説明実施（チラシ配布）
- ・平成27年11月16日（月）～12月2日（木）（約13,000枚）

○「大阪府の山地災害・治山事業」パネル展

- ポスター掲示、チラシ配架
- ・平成27年12月16日（水）～21日（月）箕面ビジターセンター（明治の森箕面国定公園）

○道頓堀のネオンサイン

- サイン：平成28年4月スタート「森林環境税」。府民みんなで自然災害から暮らしを守り、健全な森林を次世代につなぐために！
- ・平成28年1月16日（土）～31日（日）

○チラシ（35万枚）、ポスター（3,500枚）（平成28年1月下旬以降、府の機関、市町村役所（場）等の公共機関において配架・掲示）

○府政学習会

- 府政をご理解いただき府庁をより身近に感じていただくため施設見学と府の施策や取組みについて知っていただくテーマ学習のテーマに設定
- ・平成28年3月21日（祝・月）府立花の文化園（河内長野市）

市町村による広報

- 各市町村の広報紙・ホームページへの掲載 3月末までに全43市町村で実施予定
- 各市町村ごとに特別徴収税額の決定通知書や納税通知書への周知文、チラシ作成、申告のしおりへの記載等の独自の取組みを実施